◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新潟港（東港地区）航路・泊地（－12m）（西）（１号）浚渫外１件工事＜電子入札対象案件・施工体制確認型総合評価落札方式・見積参考資料開示工事＞

⑶　工事場所　新潟県新潟市北区横土居地先（浚渫箇所）、新潟県北蒲原郡聖籠町東港３丁目地先（浚渫土砂仮置場）

⑷　工事内容　浚渫・土捨工［航路・泊地（－12m）（西）（１号）］32,480㎥〔浚渫（施工水深－12.0m、法勾配１：２）約192,000㎥］［泊地（－12m）（西）（１号）］6,750㎡〔浚渫（施工水深－12.0m、法勾配１：２）約69,000㎥〕仮設工〔余水吐設置・撤去　１式〕

⑸　工期　平成24年２月17日まで

⑹　使用する主要な資機材　なし

⑺　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配付を行う試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。

⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

⑿　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⒀　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。

⒁　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。

⒂　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成23、24年度の北陸地方整備局における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶　北陸地方整備局における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が950点以上であること）。

⑷　平成８年度以降に、次に掲げる工事の元請けとしての施工実績を有する者であること。（特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

①　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者にあっては、「ポンプ浚渫船による計画土量100,000㎥／件以上の浚渫工事」

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、「浚渫船による浚渫工事」

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　施工計画等に対する技術的所見が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者または単体有資格業者にあっては、平成８年度以降に、上記２⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年度以降に、上記２⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　専門技術力が適正であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に局長等から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾等しゅんせつ工事のうち、平成21年度、22年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものを対象とする。）ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満となった場合は、工事成績評定通知書の通知日から１年間、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の工事成績評定通知書に限る。

⑽　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（入札説明書参照）

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　下記３⑵によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。